

受理官庁 U S	米 国 特 許 商 標 庁 ( U S P T O )	附属書 C U S
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	米 国	
国際出願の作成に用いることができる言語	英 語	
願書の提出に用いることができる言語	英 語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか <sup>1, 2</sup>	認める <sup>3</sup>	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁 <sup>4</sup> , 欧州特許庁, 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦), シンガポール知的所有権庁, イスラエル特許庁 <sup>5</sup> , 日本国特許庁 (JPO) <sup>6</sup> , 韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁 <sup>7</sup> , 欧州特許庁 <sup>7</sup> , 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦), シンガポール知的所有権庁 <sup>7</sup> , イスラエル特許庁 <sup>7</sup> , 日本国特許庁 (JPO) <sup>7</sup> , 韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が電子出願によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 3 USPTOは、国内法令及び技術システムに従う電子形式での国際出願を認めている（PCT実施細則第703号(d)及び第703号(f)(ii)参照）。詳細は [www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/about-efs-web](http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/about-efs-web) を参照されたい。電子形式による国際出願のテクニカルサポートは、特許電子業務センター（EBC）、(1-866) 217 91 97 で受けられる。なお、適用される国内法令及び技術システムについて規定する要件は、PCT実施細則第703号(b)(ii)から(iv)までの要件と異なる（PCT公報No.18/2002, 8974頁参照）。ただし出願人は、ePCT又はPCT-SAFEを使用して有効化された願書様式を含む.zipファイルを作成し、EFS-Web経由で.zipファイルを電子的に提出することができる。詳細は <https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare> を参照されたい。
- 4 この官庁を国際調査機関として利用する場合には、各年の四半期につき250件の制限がある。詳細は次を参照されたい。 <https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2014/week52/TOC.htm#ref20>
- 5 この国際調査機関は対象となる財政四半期にUSPTOから100件を超える国際出願を受領しない場合に限り管轄する。詳細は <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/mod-ilpo-isa-ipea.pdf> を参照されたい。
- 6 この国際調査機関は、2018年7月1日から2023年6月30日までの5年間にUSPTOから受領した国際出願が8,400件以下であり、第1年度及び第2年度は四半期に300件以下、第3年度、第4年度及び第5年度は四半期に500件以下である場合に限り管轄する。
- 7 この国際調査機関は、国際調査をその官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

U S	米国特許商標庁 (USPTO) (続き)	U S
受理官庁に支払うべき手数料 <sup>8</sup>	通貨：米国・ドル (USD)	
送付手数料 <sup>9</sup>		小企業 <sup>10</sup> 130 極小企業 <sup>11</sup> 65
国際出願手数料	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願（PCT-EASY.zipファイル を伴わないEFS-Web）	USD 109	
電子出願（PCT-EASY.zipファイル を伴うEFS-Web）	USD 218	
調査手数料	附属書D（AU）、（EP）、（IL）、（JP） <sup>12</sup> 、（KR）、（RU）、 （SG）又は（US）参照	
優先権書類の手数料	USD 0	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	USD 2,100	小企業 <sup>10</sup> 1,050 極小企業 <sup>11</sup> 525
受理官庁は代理人を要求するか？	不 要	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士及び 特許代理人。登録弁理士及び特許代理人のリストは、インター ネット <a href="https://oedci.uspto.gov/OEDCI/">https://oedci.uspto.gov/OEDCI/</a> から入手できる。	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個 の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	している <sup>13</sup>	
別個 の委任状が要求される 特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有して いるか明らかでない時、及びPCT規則92の2に基づく一定の変 更があった時	
受理官庁は、包括 委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	している <sup>13</sup>	
包括 委任状の写しが要求される 特別の 状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有して いるか明らかでない時、及びPCT規則92の2に基づく一定の変 更があった時	

8 この手数料は定期的に改訂される。適用される額については受理官庁に問い合わせるか、又は現行のUSPTO手数料表 [www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule](http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule) を参照。

9 更に受理官庁の電子出願システム（EFS）以外によって行われた国際出願については、非電子出願手続部分としてUSD 400（小企業及び極小企業の場合にはUSD 200）が適用される。

10 この額は「小企業」による出願に適用される。「小企業」の詳細及び37 CFR 1.27については次のウェブサイト  
を参照。 [www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961)； [www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated\\_rules.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf)

11 この額は「極小企業」による出願に適用される。「極小企業」の詳細及び37 CFR 1.29については次のウェブ  
サイトを参照。 [www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500\\_d1ff69\\_210b3\\_1ca](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500_d1ff69_210b3_1ca)； [www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated\\_rules.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf)

12 脚注6を参照。

13 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90  
の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び  
90.5(d)）。